



おかえり。

福島県

石川町へ

奨学金返還支援

総額

90万円
支援!!!

最大

5年間!!

奨学金の返還を 石川町が支援します!!

大学等卒業後3年以内に就職し町内に在住される方に対し、
在学中に借り入れた奨学金の一部を石川町が支援します。

対象者

- ① 大学等を卒業又は修了後3年を経過しない方で、当該認定に係る申請をする日以後の最初の4月1日時点で30歳未満である方。
- ② 奨学金の貸与を受けており、その返還義務がある方。
- ③ 5年以上の定住の意思を持って町内に住所を有し、現に居住している方。
- ④ 正規雇用（公務員を除く）又は自ら事業を営む方。
- ⑤ 奨学金の返還に対する支援を他から受けていない方。

お問い合わせ

石川町役場 企画商工課 協働推進係

TEL 0247-26-9111 FAX 0247-26-0360

メール kyodo@town.ishikawa.fukushima.jp

詳細・
申請書等は
こちらから!



手続き

認定申請

<返還支払い初年度の方>

事業者等に就職した後、交付認定申請書（様式第1号）を申請。

- 申請書に必要事項を記入し、必要書類（後述のとおり）を添えて、
町役場2階 企画商工課へ“直接”提出してください。

【必要書類】

- (1) 奨学金の借入総額及び返還残額が確認できる書類
- (2) 大学等の卒業証明書又は修了証明書
- (3) 住民票（発行後1か月以内のものに限る）
- (4) 誓約書兼同意書（様式第2号）

* 交付申請する年度の4月1日～（就職し返還支払いが始まる年）に申請してください。

- 「要綱第3条 交付の認定」を満たしていることが条件です。

- 町外へ転出した場合は対象者から外れることとなります。

※受付期間：4月1日～（土・日・祝日を除く） 時間8：30～17：15



審査 交付決定

補助金の対象要件を満たしているか、不備が無いかなど、提出された書類を審査します。
審査の後、補助金の交付を決定し、申請者へ交付決定の通知を送付します。



交付申請 実績報告

当該年度分について翌年4月1日から翌年6月末までに交付申請書兼実績報告書（様式第6号）及び必要書類を添付の上、町役場2階 企画商工課まで提出してください。

<前年度申請された方>

前年度申請された方は、毎年度、補助金交付申請の手続きを行います。（認定申請不要）

補助金交付申請書兼実績報告書（様式第6号）の提出が必要です。

* 4月1日～6月末日までに申請してください。

- 申請書に必要事項を記入し、必要書類（後述のとおり）を添えて、
町役場2階 企画商工課へ提出してください。

【必要書類】

- (1) 前年度における奨学金の返還事実が確認できる書類
- (2) 在籍証明書（様式第7号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

審査後、交付決定及び額の確定通知を送付いたします。

通知到着後、速やかに請求書を提出いただきます。



交 付

請求から30日以内に、請求書に記入いただいた口座へ補助金を振り込みます。